□ 感染防止対策チェックリスト

【令和４年８月３日版　埼玉県教育委員会】

基本的な感染防止	**イベント（以下「行事等」という。）開催時には、下記の項目（行事等開催時の必要な感染予防策）を満たすことが必要です。** **※5000人超かつ収容率50%超の行事開催時には具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。**

	チェック欄	【〇、×、―（該当なし）】
①飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底	〇	**・飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(できれば不織布)の正しい着用や大声(※)を出さないことを周知・徹底する。 ・そうした行為を確認した場合には、個別に指導、注意を行う。 (※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。**
②手洗、手指・施設消毒の徹底	〇	**・こまめな手洗やアルコール消毒による手指消毒を徹底する(出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置やアナウンスの実施等。)。**
	〇	**・施設内(出入口、トイレ、共用部等)の消毒を定期的かつこまめに実施する。**
③換気の徹底	〇	**・常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上等)を徹底する。**
④来場者間の密集回避	〇	**・行事等の目的や学校の実態を踏まえ、来場者を制限して実施する。**
	〇	**・入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)を実施する。**
	〇	**・休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制を構築する。**
⑤飲食の制限	―	**・飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策 ）を徹底する。**
	―	**・飲食中以外のマスク着用を徹底する。**
	―	**・飲食場所以外（例：廊下での食べ歩き）での飲食禁止を徹底する 。（水分補給は除く）**

⑥生徒等 の感染対策	○	・有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は登校を控えるなど、日頃から生徒や教職員等の健康管理を徹底する。
	○	・準備や練習時、行事等開催前も含め、生徒や教職員等の関係者間での感染リスクに対処する。
	―	・（定期演奏会等において）出演者やスタッフ等と観客が前後 ・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。
⑦参加者の 把握・管理	○	・入場時又はチケット購入時の連絡先確認やアプリ等を活用し、参加者を把握する。
	○	・入場時の検温や事前健康観察表を用いるなど、有症状(発熱又は風邪等の症状)等の入場を確実に防止する。
	○	・時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等、行事等前後の感染防止の注意喚起を行う。

上記に加え、「県立学校版　新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」や関係通知を遵守すること。

また、チェックリストに記載されている内容は、必要最低限の感染防止対策を示しているもので、各学校において、生徒や教職員等の健康・安全の観点から、これを超える制限を定めることは、問題ありません。